

会員各位

車検証電子化にともなう受付書類について

令和5年1月より車検証が電子化されます。

電子車検証には所有者情報が表示されないため、KCAAグループでは譲渡書類の受付について、令和5年1月より、下記の通り変更いたします。

会員様にはお手数をおかけしますがご理解、ご協力をお願い致します。

① 出品店様譲渡書類

成約車両の譲渡書類には電子車検証とあわせて所有者情報が確認できる書類を提出願います。

電子車検証

+

所有者情報が確認できる書類

例) ※自動車検査証記録事項(移転登録時に陸運支局より発行)
(車検証閲覧アプリより印刷)

※登録事項等証明書(現在証明)

- * 電子車検証のみで提出された場合、確認にお時間を頂き代金支払いが遅れる場合があります。
- * 従来の車検証で提出される場合は添付の必要はありません。

② 落札店様名義変更完了通知

交付年月日・新ナンバー・車台番号が確認できる書類の写し

例) 電子車検証券面写し、自動車検査証記録事項、登録事項等証明書 いずれか

- * 電子車検証券面写しを提出された場合は、発行日を名義変更完了日とみなします。
- * 日付の改ざん等、悪質な行為が認められた場合は厳格な処置を講じます。
- * 抹消登録された場合は、明確な書面にて通知をお願いします。
- * 「電子車検証券面写し」+自動車検査証記録事項・登録事項等証明書どちらか、が望ましい。

電子車検証についての詳細は国土交通省特設サイトをご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>